

鳩山町の給与・定員管理等について（令和6年度）

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

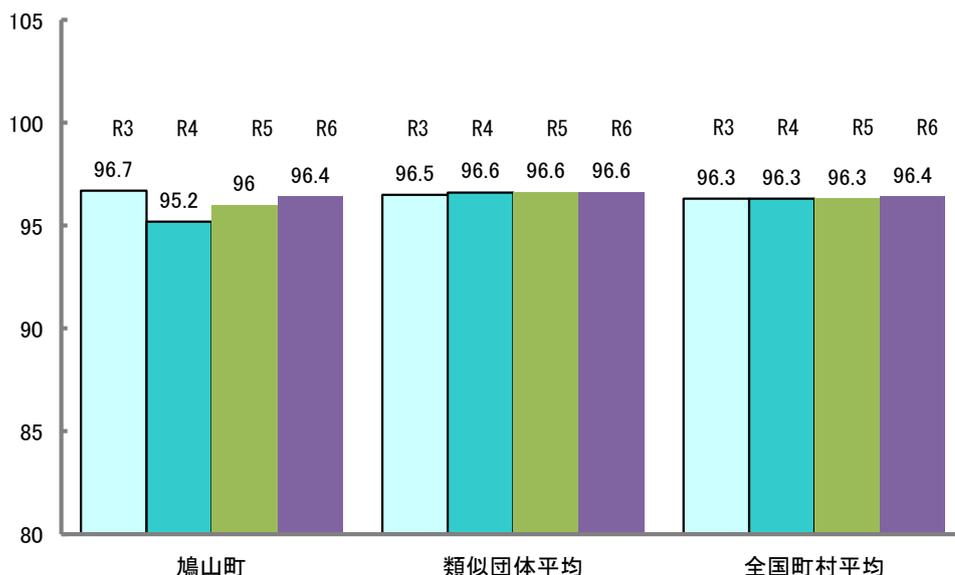
区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和5年度	人 12,967	千円 6,038,856	千円 211,689	千円 1,014,924	% 16.8	% 16.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費 B				一人当たり 給与費B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計		
令和5年度	人 102	千円 356,342	千円 85,215	千円 156,635	千円 598,192	千円 5,865	千円 5,708

- (注) 1 職員手当には、退職手当を含まない。
 2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】

国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引き下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日
 (内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.9%の引き下げを行った。また、その内訳について若年層については、0.29%、高齢層については、3.6%を引き下げ、激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日までの経過措置(現給保障))を実施。
 また、他の給料表(技能労務職)については、一般行政給料表との均衡を踏まえて、見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び鳩山町の支給割合)

(支給割合)国基準6%に対し、鳩山町においても6%を支給。
 (実施時期)平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、平成27年4月1日時点は4%、給与改定後は平成27年4月に遡及し5%、平成28年4月1日時点から6%を支給。

	各年度の支給割合									
	平成26年度	平成27年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		4月1日時点	遡及改定後							
国の基準による支給割合	3%	4%	5%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%
鳩山町の支給割合	3%	4%	5%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国比較ベース)
鳩山町	42.6歳	311,160円	386,284円	350,351円
埼玉県	41.8歳	319,425円	411,863円	367,476円
国	42.1歳	323,823円	-	405,378円
類似団体	41.8歳	309,513円	358,114円	334,718円

②技能労務職

区分	公務員					民間	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢
鳩山町	63.7歳	1人	228,500円	260,951円	242,210円	-	-
うち 運転手	63.7歳	1人	228,500円	260,951円	242,210円	自家用乗用自動車運転手	- 歳
埼玉県	54.9歳	139人	322,835円	378,075円	358,877円	-	-
国	51.2歳	1,829人	288,144円	-	330,553円	-	-
類似団体	50.2歳	4人	290,973円	313,408円	300,549円	-	-

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において、公表されているデータを使用している。(平成29年～平成31年の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年取ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職(幼稚園)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
鳩山町	44.7歳	349,400円	381,940円
埼玉県	39.5歳	351,980円	414,465円
類似団体	41.7歳	299,825円	331,828円

※ 埼玉県の教育職は、小中学校等教育職である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		鳩山町	埼玉県	国
一般行政職	大学卒	202,400円	205,579円	196,200円
	高校卒	176,100円	173,584円	166,600円
技能労務職	高校卒	164,000円	176,428円	-
	中学卒	-	159,872円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	275,750円	344,400円	-	375,483円
	高校卒	-	-	-	365,250円
技能労務職	大学卒	-	-	-	-
	高校卒	-	-	-	-

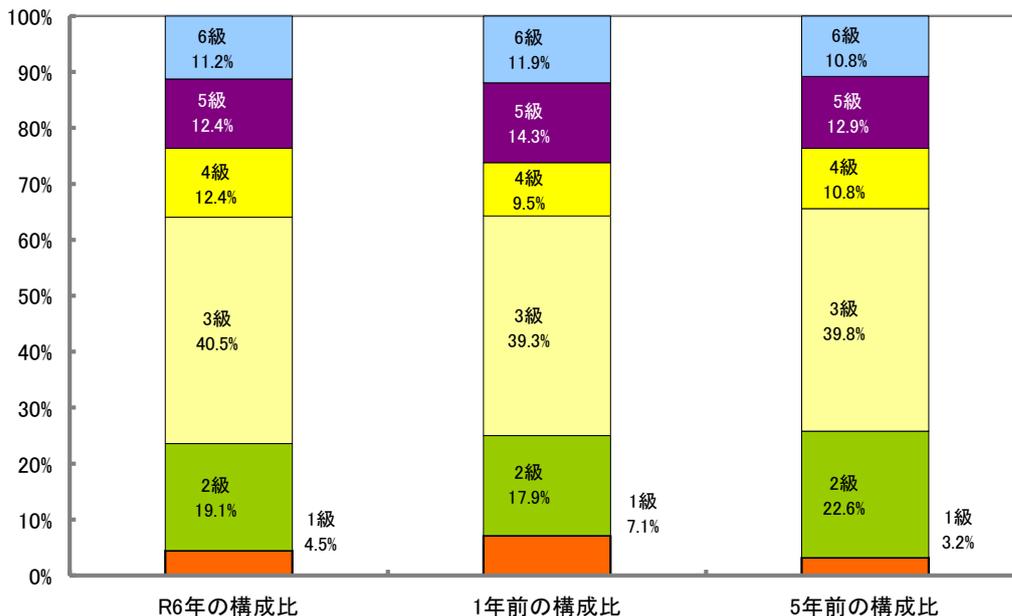
※「-」は、在職職員なし。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

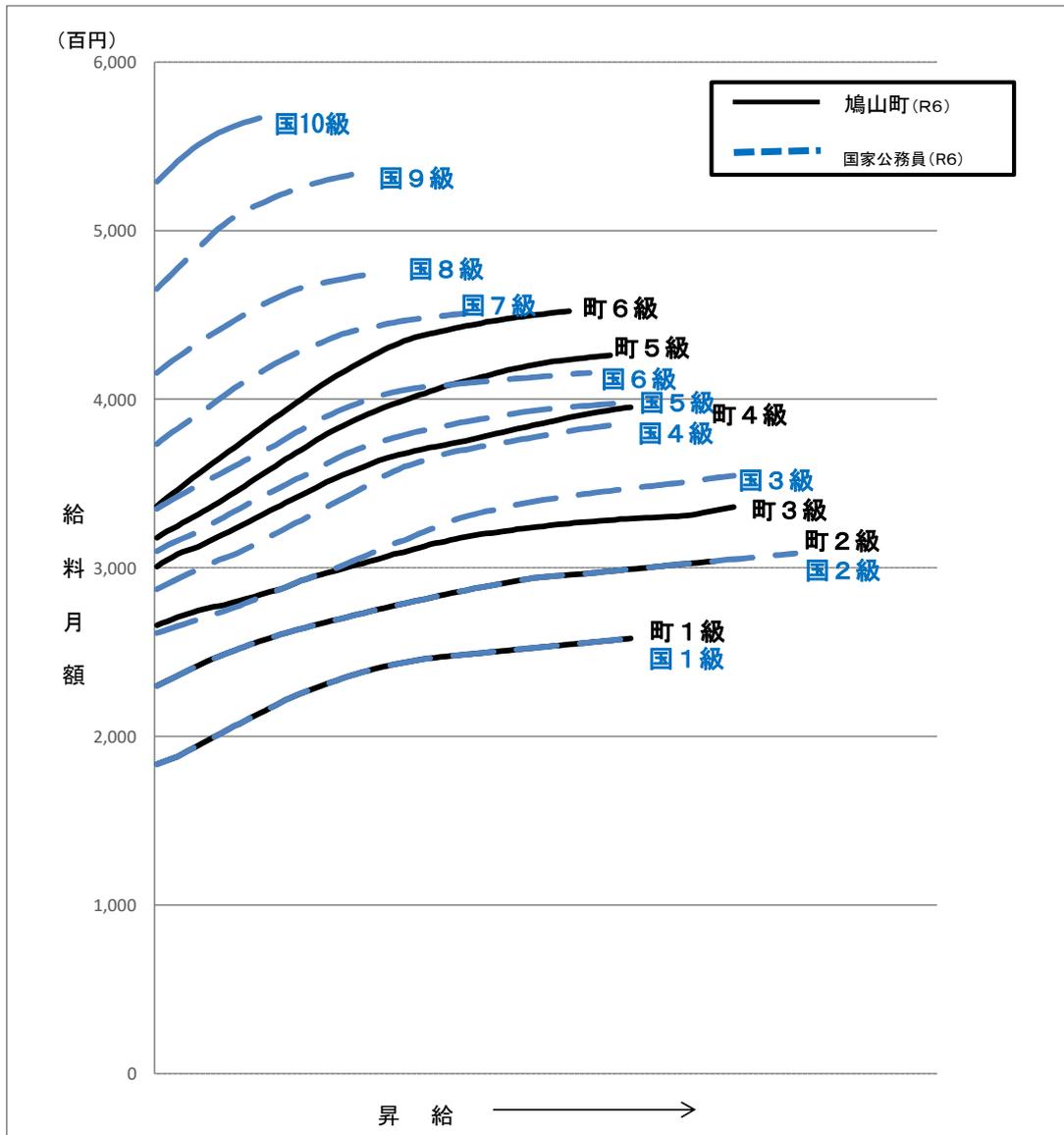
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事補の職務	4人	4.5%	183,500円	258,100円
2級	主事の職務	17人	19.1%	230,000円	303,800円
3級	副主幹及び主任の職務	36人	40.5%	266,000円	336,100円
4級	主幹の職務	11人	12.4%	300,800円	395,300円
5級	課長補佐及びこれに相当する職務	11人	12.4%	317,900円	426,000円
6級	課長及びこれに相当する職務	10人	11.2%	336,700円	452,200円

- (注) 1 鳩山町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（鳩山町）

令和6年4月2日から令和7年4月1日までににおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

鳩山町	埼玉県	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,603 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,707 千円	-
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職制上の段階 5 ~ 15%加算 ・管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ~ 20%加算 ・管理職加算 15 ~ 25%加算	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ~ 20%加算 ・管理職加算 10 ~ 25%加算

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

鳩山町	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度額 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 措置(2 ~ 45%加算) (退職時特別昇給 - 号給)	(支給率) 自己都合 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度額 47.7090 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 措置(2 ~ 45%加算)
1人当たり平均支給額 2,110 千円 18,341 千円	

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)		25,863千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		248,679円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
町内全域	6%	114人	6%

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)		508千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		18,141円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度決算)		24.6%		
手当の種類(手当数)		12個		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
町税事務手当	税務会計課職員	徴収事務	55千円	日額 500円
防疫作業手当	産業環境課職員	家畜に対する感染症の予防等	0千円	日額 500円
社会福祉業務手当	長寿福祉課職員 町民健康課職員	結核患者の移送等	0千円	1件 500円
植物業務手当	産業環境課職員	特定毒物を使用する業務	0千円	日額 500円
清掃作業手当	産業環境課職員	汚物じん芥の処理業務	0千円	日額 500円
家畜防疫業務手当	産業環境課職員	畜舎の臨検等	0千円	日額 500円
土木従事手当	まちづくり推進課職員	暴風雨警報発令下における河川等の警戒監視等	2千円	日額 700円
用地取得業務手当	まちづくり推進課職員	用地取得交渉業務	0千円	日額 500円
保健指導業務手当	町民健康課職員	保健指導業務	180千円	月額 5,000円
死亡獣畜等処理業務	産業環境課職員	犬、猫等の死体処理	18千円	1件 500円
日曜開館施設勤務手当	図書館職員など	日曜日に従事したとき	71千円	月額 2,000円
看護業務手当	看護師・准看護師	看護業務	0千円	月額 4,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	22,314千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	294千円
支給実績(令和4年度決算)	22,424千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	288千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ、4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給	同		9,963千円	231,697円
住居手当	借家・借間又は自宅に居住する職員 ・借家・借間(限度額) 28,000円 ・自宅居住職員 0円	同		5,368千円	282,524円
通勤手当	・交通機関等の利用者 限度額 55,000円 ・交通用具の利用者 限度額 31,600円	同		7,444千円	79,184円
管理職手当	・課長 45,000円 ・課長補佐 34,000円	同		11,992千円	461,231円
休日勤務手当	祝日法による休日等に勤務した職員	同		30千円	29,028円
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員	同		3千円	2,688円
宿直日直手当	宿直勤務又は日直勤務を行った職員	異	・国 4,200円 ・町 4,500円	533千円	10,047円
管理職員特別勤務手当	管理職員が緊急の場合等により休日等に勤務した場合に支給	同		0千円	0円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額 等	
給 料	町 長	703,000 円 (703,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額		
	副 町 長	584,000 円 (584,000 円)	855,000 円 /	550,000 円	476,000 円
報 酬	議 長	298,000 円 (298,000 円)	408,000 円 /	218,000 円	
	副 議 長	232,000 円 (232,000 円)	340,000 円 /	174,000 円	
	議 員	211,000 円 (211,000 円)	320,000 円 /	155,000 円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 町 長	(令和5年度支給割合) 4.50 月分			
	議 長 副 議 長 議 員	(令和5年度支給割合) 4.50 月分			
退 職 手 当	町 長	(算定式)		(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	703,000円 × 在職月数 × 35 /100 × 115 /100	584,000円 × 在職月数 × 21 /100 × 115 /100	13,581,960円	任期毎又は退任時
	備 考				

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

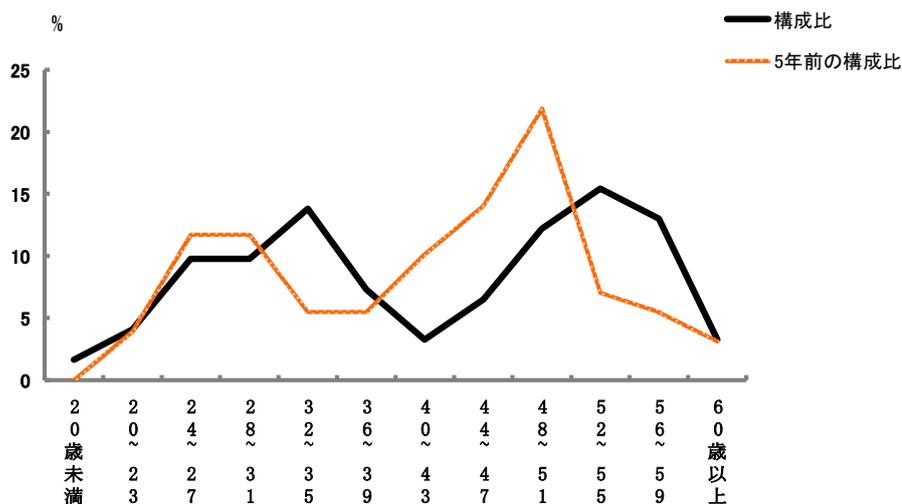
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和5年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門		84	87	3	・組織改正により子育て支援等を増員
		計	84	87	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 67.09 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 88.99 人)
		教育部門	18	20	2	・文化財保護部門等を増員
		消防部門				
		小 計	102	107	5	<参考> 人口1万人当たり職員数 82.52 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 108.29 人)
公 営 企 業 会 計 部 門	水 道	7	7	0		
	下 水 道	2	2	0		
	そ の 他	7	7	0		
	小 計	16	16	0		
合 計			118 [215]	123 [215]	5 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 94.86 人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	5人	12人	12人	17人	9人	4人	8人	15人	19人	16人	4人	123人

(3) 職員数の推移

(単位: 人・%)

部門別	年度	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	過去5年間の増減数(率)
	職員数							
一般行政	職員数	86	84	81	82	84	87	1
	増減		△2	△3	1	2	3	(1.2%)
教育	職員数	21	20	20	18	18	20	△1
	増減		△1	0	△2	0	2	(△4.8%)
普通会計	職員数	107	104	101	100	102	107	0
	増減		△3	△3	△1	2	5	(0.0%)
公営企業等会計	職員数	21	20	19	20	16	16	△5
	増減		△1	△1	1	△4	0	(△23.8%)
総合計	職員数	128	124	120	120	118	123	△5
	増減		△4	△4	0	△2	5	(△3.9%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和5年度	千円 278,164	千円 △ 8,844	千円 41,685	% 15.0	% 15.3

(注) 法定福利費 11,157千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり	(参考)類似団体平均 1人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
令和5年度	人 7	千円 25,943	千円 4,431	千円 11,311	千円 41,685	千円 5,955	千円 6,119

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和6年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
鳩山町	45.6 歳	378,567 円	496,238 円
類似団体平均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円
事業者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

鳩山町				市町村平均			
1人当たり平均支給額(令和5年度)				1人当たり平均支給額(令和5年度)			
1,886		千円		1,506		千円	
(令和5年度支給割合)				(令和5年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.45 月分		2.05 月分		2.45 月分		2.05 月分	
(1.375)月分		(0.975)月分		(1.375)月分		(0.975)月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・職制上の段階 5 ~ 15%加算				・職制上の段階 5 ~ 15%加算			
・管理職加算 なし				・管理職加算 なし			

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

鳩 山 町			市町村平均	
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		
勤続20年	19.6695 月分	24.58688 月分		
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		
勤続35年	39.7575 月分	47.70900 月分		
最高限度	47.7090 月分	47.70900 月分		
その他の加算措置	定年前早期退職特例 措置(2 ~ 45 %加算)			
(退職時特別昇給 - 号給)				
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	11,058 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)		1,640千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		273,288円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
町内全域	6%	6人	6%

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)		9千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		3,000円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)		42.9%		
手当の種類(手当数)		2個		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
料金徴収業務手当	水道課職員	徴収事務	9千円	日額 300円
呼出し手当	水道課職員	緊急呼出し後の従事	0千円	1回につき 300円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	645千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	162千円
支給実績(令和4年度決算)	645千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	129千円

1. 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
2. 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれの4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給	同		438千円	219,000円
住居手当	借家・借間又は自宅に居住する職員 ・借家・借間(限度額) 28,000円 ・自宅居住職員 0円	同		258千円	258,000円
通勤手当	・交通機関等の利用者 限度額 55,000円 ・交通用具の使用者 限度額 31,600円	同		287千円	57,360円
管理職手当	・課長 45,000円 ・課長補佐 34,000円	同		948千円	474,000円
休日勤務手当	祝日法による休日等に勤務した職員	同		0千円	0円
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員	同		0千円	0円
宿直日直手当	宿直勤務又は日直勤務を行った職員	異	・国 4,200円 ・町 4,500円	48千円	12,000円
管理職員 特別勤務手当	管理職員が緊急の場合等により休日等に勤務した場合に支給	同		0千円	0円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和5年度	千円 83,511	千円 31,442	千円 12,198	% 14.6	% —

(注) 法定福利費 3,203千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 2	千円 7,770	千円 1,252	千円 3,176	千円 12,198	千円 6,099	千円 6,024

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
鳩 山 町	40.6 歳	323,750 円	508,226 円
類似団体平均	44.5 歳	334,536 円	501,579 円
事 業 者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

鳩山町		市町村平均	
1人当たり平均支給額(令和5年度)		1人当たり平均支給額(令和5年度)	
1,588	千円	1,489	千円
(令和5年度支給割合)		(令和5年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分
(1.375)月分	(0.975)月分	(1.375)月分	(0.975)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・職制上の段階	0 ~ 0%加算	・職制上の段階	5 ~ 15%加算
・管理職加算	0	・管理職加算	なし

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

鳩山町		市町村平均	
(支給率)	自己都合 勤続・定年		
勤続20年	0.0000 月分 0.00000 月分		
勤続25年	0.0000 月分 0.00000 月分		
勤続35年	0.0000 月分 0.00000 月分		
最高限度	0.0000 月分 0.00000 月分		
その他の加算措置	定年前早期退職特例 措置(7 ~ 0%加算)		
(退職時特別昇給	- 号給)		
1人当たり平均支給額	- 千円 - 千円	1人当たり平均支給額	4,407 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		467千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		233,100円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
町内全域	0%	2人	0%

エ 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)		0.0%		
手当の種類(手当数)		2個		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
料金徴収業務手当	水道課職員	徴収事務	0千円	日額 300円
呼出し手当	水道課職員	緊急呼出し後の従事	0千円	1回につき 300円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	359千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	180千円
支給実績(令和4年度決算)	—
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	—

1. 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
2. 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれの4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(令和5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給	同		0千円	0円
住居手当	借家・借間又は自宅に居住する職員 ・借家・借間(限度額) 0円 ・自宅居住職員 0円	同		0千円	0円
通勤手当	・交通機関等の利用者 限度額 0円 ・交通用具の使用者 限度額 0円	同		171千円	85,200円
管理職手当	・課長 0.0% ・課長補佐 0.0%	同		0千円	0円
休日勤務手当	祝日法による休日等に勤務した職員	同		0千円	0円
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員	同		0千円	0円
宿直日直手当	宿直勤務又は日直勤務を行った職員	異	・国 4,200円 ・町 4,500円	18千円	9,000円
管理職員特別勤務手当	管理職員が緊急の場合等により休日等に勤務した場合に支給	同		0千円	0円